

昭島市公式キャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昭島市公式キャラクター「アッキー&アイラン」及び「ちかっぱー」（以下「キャラクター」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター)

第2条 キャラクターの名称及び基本デザインは、別表に定めるとおりとし、キャラクターの取扱いに関する細目は、「昭島市公式キャラクター使用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の定めるところによる。

(使用の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、昭島市公式キャラクター使用申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 市が業務に使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体が使用するとき。
- (3) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
- (5) その他市長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査しキャラクターを使用することが適当と認めたときは、昭島市公式キャラクター使用承認通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 前項の規定による審査の結果、キャラクターを使用することが適当でないとして認めたときは、昭島市公式キャラクター使用不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(使用の条件)

第5条 キャラクターの使用に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) ガイドラインに記載のデザインを基本とし、デザインの改変等を行う場合には、デザインのイメージを損なわないように配慮し、申し出る

こと。

- (2) 承認された用途のみに使用すること。
- (3) 商標登録出願等を行わないこと。

(承認の基準)

第6条 市長は、キャラクターの使用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないものとする。

- (1) 市及びキャラクターのイメージや品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等に独占的に使用するおそれがあるとき。
- (5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (6) その他不適当と認めるとき。

(承認内容の変更)

第7条 使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が、承認された内容を変更しようとするときは、昭島市公式キャラクター使用内容変更承認申請書（第4号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、変更することが適当と認めたときは、昭島市公式キャラクター使用内容変更承認通知書（第5号様式）により使用者に通知する。
- 3 前項の規定による審査の結果、変更することが適当でないと認めたときは、昭島市公式キャラクター使用内容変更不承認通知書（第6号様式）により使用者に通知する。

(承認の取消し)

第8条 市長は、キャラクターの使用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請に係る記載事項に虚偽があることが判明したとき。
 - (2) 第5条に規定する使用の条件に違反したとき。
 - (3) 第6条に規定する承認の基準を満たさないこととなったとき。
 - (4) ガイドラインに規定する条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、昭島市公式キャラクター使用承認取消通知書（第7号様式）により使用者に通知する。

(承認を得ないで使用するものが遵守すべき事項)

第9条 第3条第2項の規定により申請書を提出しないでキャラクターを使

用するものは、第5条（第2号を除く。）に規定する使用の条件、第6条に規定する承認の基準及びガイドラインに規定する条件に違反してキャラクターを使用してはならない。

（損失補償等の責任）

第10条 市は、キャラクターの使用の承認及び承認の取消しをしたことに起因する損失補償等について、一切の責務を負わない。

2 キャラクターを使用するものがキャラクターの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失について、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責めを負わない。

3 キャラクターを使用するものがキャラクターの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償するものとする。

（庶務）

第11条 キャラクターの使用に関する庶務は、企画担当課において処理する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

2 この要綱の実施の日前から引き続き使用されているキャラクターに相当する昭島市公式ホームページ内キッズページキャラクターは、この要綱及びガイドラインの規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成29年8月1日）

この要綱は、平成29年8月1日から実施する。

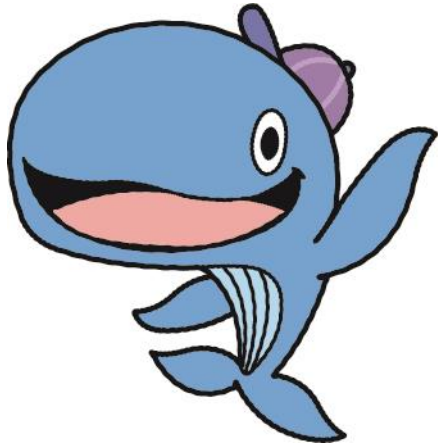
附 則（令和元年8月1日）

この要綱は、令和元年8月1日から実施する。

附 則（令和3年6月1日）

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

別表（第2条関係）

キャラクター名称	基本デザイン
アッキー	
アイラン	
ちかっばー	

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

（宛先）昭島市長

住所
申請者 氏名
（名称及び代表者名）

昭島市公式キャラクター使用申請書

昭島市公式キャラクターの使用について、下記のとおり使用の承認の申請をします。なお、使用に当たっては、昭島市公式キャラクターの使用に関する要綱及び昭島市公式キャラクター使用ガイドラインの規定を遵守します。

記

デ ザ イ ン 番 号		
使 用 目 的		
使 用 方 法		
使 用 場 所		
使 用 期 間		
連 担 絡 当 先 者	氏 名	
	電 話 番 号 / F A X	
	e-mailアドレス	
添 付 書 類		・ 企画書 ・ 申請者の概要等を示す書類 ・ キャラクターを使用する印刷物等の原稿 又は見本（これらの提出が困難であるときは、その写真）

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

昭島市長

昭島市公式キャラクター使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました昭島市公式キャラクターの使用について、下記のとおり承認することとしましたので通知します。

記

1 承認する内容

承認番号	第 号
デザイン番号	
使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間	

2 その他

- （1） 使用に当たっては、昭島市公式キャラクターの使用に関する要綱及び昭島市公式キャラクター使用ガイドラインの規定を遵守すること。
- （2） 使用の承認をした内容を変更する場合は、あらかじめ昭島市公式キャラクター使用内容変更承認申請書（第 4 号様式）を提出すること。

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

昭島市長

昭島市公式キャラクター使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました昭島市公式キャラクター
の使用について、下記のとおり不承認することとしましたので通知します。

記

不承認理由

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）昭島市長

住所
申請者 氏名
（名称及び代表者名）

昭島市公式キャラクター使用内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号にて承認された昭島市公式
キャラクターの使用について、使用の内容を変更したいので、下記のとおり
申請します。

記

承認番号		第 号
変更内容	☐ 使用目的	
	☐ 使用方法	
	☐ 使用場所	
	☐ 使用期間	
担当者 連絡先	氏 名	
	電話番号/FAX	
	e-mailアドレス	
添付書類		変更が確認できる資料等

第 5 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

昭島市長

昭島市公式キャラクター使用内容変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました昭島市公式キャラクターの使用の内容の変更について、下記のとおり承認することとしましたので通知します。

記

1 承認する内容

変 更 内 容	☐ 使 用 目 的 ☐ 使 用 方 法 ☐ 使 用 場 所 ☐ 使 用 期 間	
------------------	--	--

2 その他

使用に当たっては、昭島市公式キャラクターの使用に関する要綱及び昭島市公式キャラクター使用ガイドラインの規定を遵守すること。

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

昭島市長

昭島市公式キャラクター使用内容変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました昭島市公式キャラクター
の使用の内容の変更について、下記のとおり不承認することとしましたので
通知します。

記

不承認理由

第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

昭島市長

昭島市公式キャラクター使用承認取消通知書

年 月 日 付け 第 号で承認した昭島市公式
キャラクターの使用について、下記のとおり使用の承認を取り消しました
ので通知します。

記

取消理由